

改正後		改正前	
		<p>（信号機の構造等）                      第四条 信号機の構造及び灯器の高さの基準は、別表第一のとおりとする。</p> <p>2 青色の灯火の矢印及び黄色の灯火の矢印の種類及び形状は、別表第一の二のとおりとする。</p> <p>3 （略）</p> <p>（適性試験）                      第二十三条 自動車等の運転に必要な適性についての免許試験（以下「適性試験」という。）は、次の表の上欄に掲げる科目について行うものとし、その合格基準は、それぞれ同表の下欄に定めるとおりとする。</p>	<p>（信号機の構造等）                      第四条 信号機の構造及び灯器の高さの基準は、別表第一のとおりとする。</p> <p>2 （略）</p> <p>（適性試験）                      第二十三条 自動車等の運転に必要な適性についての免許試験（以下「適性試験」という。）は、次の表の上欄に掲げる科目について行うものとし、その合格基準は、それぞれ同表の下欄に定めるとおりとする。</p>
<p>科目                      視力                      （略）</p>	<p>科目                      視力                      （略）</p>	<p>合格基準                      一 大型免許、中型免許、大型自動車仮免許（以下「大型仮免許」という。）、中型自動車仮免許（以下「中型仮免許」という。）、牽引免許及び第二種運転免許（以下「第二種免許」という。）に係る適性試験にあつては、視力（万国式視力表により検査した視力で、矯正視力を含む。以下同じ。）が両眼で〇・八以上、かつ、一眼でそれぞれ〇・五以上であること。</p> <p>二 （略）</p> <p>三 （略）</p>	<p>合格基準                      一 大型免許、中型免許、大型自動車仮免許（以下「大型仮免許」という。）、中型自動車仮免許（以下「中型仮免許」という。）、牽引免許及び第二種運転免許（以下「第二種免許」という。）に係る適性試験にあつては、視力（万国式視力表により検査した視力で、矯正視力を含む。以下同じ。）が両眼で〇・八以上、かつ、一眼でそれぞれ〇・五以上であること。</p> <p>二 （略）</p> <p>三 （略）</p>
<p>聴力</p>	<p>聴力</p>	<p>一 大型免許、中型免許、普通免許、大型特殊自動車免許（以下「大型特殊免許」という。）、牽引免許、第二種免許及び仮免許に係る適性試験にあつては、両耳の聴力（大型免許、中型免許、普通</p>	<p>一 両耳の聴力（第一種運転免許（以下「第一種免許」という。）及び仮免許に係る適性試験にあつては、補聴器により補われた聴力を含む。）が一メートルの距離で、九〇デシベルの警告器の音</p>

免許の種類	項目
	<p>(技能試験) 第二十四条 自動車の運転に必要な技能についての免許試験（以下「技能試験」という。）は、次の表の上欄に掲げる免許の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる項目について行うものとする。</p>
(略)	(略)
<p>2 次の各号のいずれかに該当する者に対し行う適性試験にあつては、前項の規定にかかわらず、色彩識別能力の科目についての試験は、行わないものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 第一種運転免許（以下「第一種免許」という。）又は第二種免許に係る特定失効者であるもの</p> <p>三 (略)</p>	<p>免許、大型特殊免許、牽引免許及び仮免許に係る適性試験にあつては、補聴器により補われた聴力を含む。）が一〇メートルの距離で、九〇デシベルの警告器の音が聞こえるものであること。</p> <p>二 一に定めるもののほか、普通免許及び普通自動車仮免許（以下「普通仮免許」という。）に係る適性試験にあつては、両耳の聴力が一〇メートルの距離で、九〇デシベルの警告器の音が聞こえるものではないが、法第九十一条の規定により、運転する普通自動車の進路と同一の進路及び進路を運転者席の反対側に変更しようとする場合にその変更した後の進路と同一の進路を後方から進行してくる自動車等を運転者席から容易に確認することができるとなる後写鏡（以下「特定後写鏡」という。）を使用すべきこととする条件を付すことにより、当該普通自動車の安全な運転に支障を及ぼすおそれがないと認められること。</p>

免許の種類	項目
	<p>(技能試験) 第二十四条 自動車の運転に必要な技能についての免許試験（以下「技能試験」という。）は、次の表の上欄に掲げる免許の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる項目について行うものとする。</p>
(略)	(略)
<p>2 次の各号のいずれかに該当する者に対し行う適性試験にあつては、前項の規定にかかわらず、色彩識別能力の科目についての試験は、行わないものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 第一種免許又は第二種免許に係る特定失効者であるもの</p> <p>三 (略)</p>	<p>が聞こえるものであること。</p> <p>二 一に定めるもののほか、普通免許及び普通自動車仮免許（以下「普通仮免許」という。）に係る適性試験にあつては、両耳の聴力が一〇メートルの距離で、九〇デシベルの警告器の音が聞こえるものではないが、法第九十一条の規定により、運転することができる自動車等の種類を専ら人を運転する構造の普通自動車に限定し、かつ、当該普通自動車の進路と同一の進路及び進路を運転者席の反対側に変更しようとする場合にその変更した後の進路と同一の進路を後方から進行してくる自動車等を確認することができることとなる後写鏡（以下「特定後写鏡」という。）を車室内において使用すべきこととする条件を付すことにより、当該普通自動車の安全な運転に支障を及ぼすおそれがないと認められること。</p>

(略)	大型特殊免許及び大型特殊自動車第二種免許(以下「大型特殊第一種免許」といふ。)(カタピラを有する大型特殊自動車(車輪を有するものを除く。以下同じ。)(のみに係る大型特殊免許及び大型特殊第一種免許を除く。)	(略)
(略)	カタピラを有する大型特殊自動車のみに係る大型特殊免許及び大型特殊第一種免許	(略)
2 (略)		(略)
3	技能試験は、次の各号に掲げる免許の種類に応じ、それぞれ当該各号に定める距離を走行させて行うものとする。ただし、技能試験を受ける者が走行の途中において第五項に定める合格基準に達する成績を得ることができないことが明らかになったときは、当該各号に定める距離の全部を走行させることを要しない。	
1	一 五 (略)	
六	大型特殊免許(次号に掲げる大型特殊免許を除く。)、大型特殊第二種免許(次号に掲げる大型特殊第二種免許を除く。)、普通二輪免許、牽引免許、牽引第二種免許、大型仮免許及び中型仮免許 千二百メートル以上	
七	カタピラを有する大型特殊自動車のみに係る大型特殊免許及び大型特殊第二種免許 二百メートル以上	
4・5 (略)		
6	技能試験において使用する自動車は、次の表の上欄に掲げる免許の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる種類の自動車とする。ただし、自動車の安全な運転に必要な認知又は操作のいづれかに係る能力を欠くこととなる四肢又は体幹の障害(令第三十八条の二第	

(略)	大型特殊自動車免許及び大型特殊自動車第二種免許(カタピラを有する大型特殊自動車(車輪を有するものを除く。以下同じ。)(のみに係る大型特殊自動車免許及び大型特殊自動車第二種免許を除く。)	(略)
(略)	カタピラを有する大型特殊自動車のみに係る大型特殊自動車免許及び大型特殊自動車第二種免許	(略)
2 (略)		(略)
3	技能試験は、次の各号に掲げる免許の種類に応じ、それぞれ当該各号に定める距離を走行させて行うものとする。ただし、技能試験を受ける者が走行の途中において第五項に定める合格基準に達する成績を得ることができないことが明らかになったときは、当該各号に定める距離の全部を走行させることを要しない。	
1	一 五 (略)	
六	大型特殊自動車免許(次号に掲げる大型特殊自動車免許を除く。)、大型特殊自動車第二種免許(次号に掲げる大型特殊自動車第二種免許を除く。)、普通二輪免許、牽引免許、牽引第二種免許、大型仮免許及び中型仮免許 千二百メートル以上	
七	カタピラを有する大型特殊自動車のみに係る大型特殊自動車免許及び大型特殊自動車第二種免許 二百メートル以上	
4・5 (略)		
6	技能試験において使用する自動車は、次の表の上欄に掲げる免許の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる種類の自動車とする。ただし、自動車の安全な運転に必要な認知又は操作のいづれかに係る能力を欠くこととなる四肢又は体幹の障害(令第三十八条の二第	

3 技能試験は、次の各号に掲げる免許の種類に応じ、それぞれ当該各号に定める距離を走行させて行うものとする。ただし、技能試験を受ける者が走行の途中において第五項に定める合格基準に達する成績を得ることができないことが明らかになったときは、当該各号に定める距離の全部を走行させることを要しない。

一 五 (略)

六 大型特殊免許(次号に掲げる大型特殊免許を除く。)、大型特殊第二種免許(次号に掲げる大型特殊第二種免許を除く。)、普通二輪免許、牽引免許、牽引第二種免許、大型仮免許及び中型仮免許 千二百メートル以上

七 カタピラを有する大型特殊自動車のみに係る大型特殊免許及び大型特殊第二種免許 二百メートル以上

4・5 (略)

6 技能試験において使用する自動車は、次の表の上欄に掲げる免許の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる種類の自動車とする。ただし、自動車の安全な運転に必要な認知又は操作のいづれかに係る能力を欠くこととなる四肢又は体幹の障害(令第三十八条の二第

3 技能試験は、次の各号に掲げる免許の種類に応じ、それぞれ当該各号に定める距離を走行させて行うものとする。ただし、技能試験を受ける者が走行の途中において第五項に定める合格基準に達する成績を得ることができないことが明らかになったときは、当該各号に定める距離の全部を走行させることを要しない。

一 五 (略)

六 大型特殊自動車免許(次号に掲げる大型特殊自動車免許を除く。)、大型特殊自動車第二種免許(次号に掲げる大型特殊自動車第二種免許を除く。)、普通二輪免許、牽引免許、牽引第二種免許、大型仮免許及び中型仮免許 千二百メートル以上

七 カタピラを有する大型特殊自動車のみに係る大型特殊自動車免許及び大型特殊自動車第二種免許 二百メートル以上

4・5 (略)

6 技能試験において使用する自動車は、次の表の上欄に掲げる免許の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる種類の自動車とする。ただし、自動車の安全な運転に必要な認知又は操作のいづれかに係る能力を欠くこととなる四肢又は体幹の障害(令第三十八条の二第

四項第一号又は第二号に掲げる身体の障害を除く。）がある者で法第九十一条の規定による条件を付すことにより自動車の安全な運転に支障を及ぼすおそれがないと認められるものについて技能試験を行う場合又は特別の必要がある場合は、次の表に掲げる自動車以外の自動車とすることができる。

免許の種類	自動車の種類
(略)	(略)
大型特殊免許及び大型特殊第二種免許	(略)

7・8 (略)

四項第一号又は第二号に掲げる身体の障害を除く。）がある者で法第九十一条の規定による条件を付すことにより自動車の安全な運転に支障を及ぼすおそれがないと認められるものについて技能試験を行う場合又は特別の必要がある場合は、次の表に掲げる自動車以外の自動車とすることができる。

免許の種類	自動車の種類
(略)	(略)
大型特殊自動車免許(以下「大型特殊免許」という。) ( )及び大型特殊自動車第二種免許(以下「大型特殊第二種免許」という。)	(略)

7・8 (略)

---

別記様式第一の二（第三条の二関係）

- 1 歩行者（交差点において斜めに道路を横断する歩行者を除く。3において同じ。）に対して表示する標示



- 2 交差点において斜めに道路を横断する歩行者に対して表示する標示



---




別記様式第一の二（第三条の二関係）

- 1 歩行者（交差点において斜めに道路を横断する歩行者を除く。3において同じ。）に対して表示する標示



- 2 交差点において斜めに道路を横断する歩行者に対して表示する標示



車両等が直進（令第二条第一項の多通行帯道路等通行原動機付自転車又は軽車両が右折しようとして右折する地点まで直進し、その地点において右折することを含む。）をすることができるもの	別表第一の二（第四条関係） 灯火の矢印の種類	<p>3 歩行者及び自転車に対して表示する標示</p>  <p>又は</p> <p>4 車両又は特定の車両に対して表示する標示</p> 
	灯火の矢印の形状	<p>備考 1 縦の長さが横の長さより長い標示の文字は縦書、横の長さが縦の長さより長い標示の文字は横書とする。</p> <p>2 車両又は特定の車両に対して表示する標示の文字は、図示の例により、車両又は特定の車両を表示するものとする。</p> <p>3 緑線及び文字の色彩は青色、緑及び地の色彩は白色とする。</p> <p>4 図示の長さの単位は、センチメートルとする。</p> <p>5 緑及び緑線の太さは、おおむね1.5センチメートルとする。</p> 

（新設）


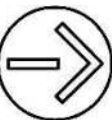
3 歩行者及び自転車に対して表示する標示



4 車両又は特定の車両に対して表示する標示



- 備考 1 車両又は特定の車両に対して表示する標示の文字は、図示の例により、車両又は特定の車両を表示するものとする。
- 2 緑線及び文字の色彩は青色、緑及び地の色彩は白色とする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

<p>車両等が左折することができることとなるもの</p>	
<p>車両等（令第二条第一項の多通行帯道路等通行原動機付自転車及び軽車両を除く。）が右折し、又は転回することができることとなるもの</p>	
<p>備考 灯火の矢印の形状については、道路の形状により特別の必要がある場合にあつては、当該道路の形状に応じたものとすることができる。</p>	

別表第二（第十九条関係）

略語	意 味
(略)	(略)
眼鏡等	視力（深視力を含む。）を第二十三条第一項の表の視力の項に定める基準以上に矯正する眼鏡等を使用すること。
補聴器	大型自動車、中型自動車、普通自動車又は大型特殊自動車を運転中は、聴力を第二十三条第一項の表の聴力の項第一号に定める基準以上に補う補聴器を使用すること。
特定後写鏡	普通自動車を運転中は、特定後写鏡を使用すること。
(略)	(略)

別表第二（第十九条関係）

略語	意 味
(略)	(略)
眼鏡等	視力（深視力を含む。）を第二十三条第一項の表の視力の項に定める基準以上にきよう正する眼鏡等を使用すること。
補聴器	聴力を第二十三条第一項の表の聴力の項第一号に定める基準以上に補う補聴器を使用すること。
特定後写鏡	専ら人を運搬する構造の普通自動車を運転中は、特定後写鏡を車室内において使用すること。
(略)	(略)